

## 第1回CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会 議事概要

日時：平成30年9月27日（木）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

- 規約（案）が承認され、大森委員（弁護士・東洋大学法学部教授）を座長に選出。
- 事務局より資料に基づき説明した後、委員による質疑・意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

### ■ CM方式を導入した事例による分析結果と主な論点について

○全体として土木と営繕の両方を議論するということであれば、民間と公共で、土木と建築の用語の使い方が違う点や通常の設計と公共の設計について違いが出ている点などを考慮し、今回の検討会では公共工事に限定して、より慎重に議論しなければならない。

○CMは、これから業務ということもあり、業務報酬、業務量等の議論もあるが、設計者との業務範囲、業務量との議論もあるので、もう少し限定的な範囲での業務の扱いとして、制度的なものに限定したほうがいい。また、インセンティブの検討もあるが、インセンティブは交渉の話であって、そこまで話を広げて検討会で議論することは難しいのではないか。

○CMの業務分担のスタートが事業手法等を決定済みの段階となっているように感じられる。自治体では多様な事業手法がある中で事業手法の設定といった上流段階から専門家のアドバイスが欲しいといったこともあるため、その辺りも含めたものとしてもらいたい。

○地方公共団体の発注者は、CM業務の積算方法について悩んでいて、大半は、業者からの見積りを基に積算を行っているようであり、積算方法について議論をしてもらいたい。また、業務量の変動に対する変更方法とともに支払い方法についても検討してもらいたい。請負的な成果物のある業務委託における支払方法と成果物を求めるための業務ではないCM業務では、支払方法が異なるはずであり、何に基づいて支払を行うか（準委任における支払）についても検討する必要がある。

○土木におけるCMの役割分担においては、発注者支援業務の実施者も含めたものとしてもらいたい。

○CM業務の受注者における業務履行の管理を発注者がどのように行うかということも検討してもらいたい。

### ■ 今後の検討の方向性について

○CMの導入に関して制約となっている事項として、ここで挙げられている論点以外に例えばCMを発注するための予算の確保といった問題もあり、本検討会の論点以外にCMに関する全体の課題の扱いについても考えてもらいたい。